

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋本務第492号 生企第493号
刑企第175号 交企第174号
備一第132号
令和5年7月27日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

被害者連絡実施要領の一部改正について（例規）

被害者連絡制度については、「被害者連絡実施要領の一部改正について（例規）」（令和5年6月27日付け秋本務第427号ほか。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「被害者連絡実施要領」により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。
なお、旧例規は廃止する。

この担当 警務課被害者支援係（☎2 6 6 3）

被害者連絡実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（触法少年事件を含む。以下「対象事件」という。）の被害者及びその家族又は遺族に対し、捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等について定めることを目的とする。

第2 連絡対象者

連絡対象者は、対象事件の被害者とする。ただし、被害者が18歳未満の場合は原則としてその保護者に、被害者が死亡等により連絡できない状況にある場合はその家族又は遺族に連絡するものとする。

1 身体犯

身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条）
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪（刑法第241条）
- (4) 不同意性交等罪（刑法第177条）
- (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条）
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (16) 傷害罪（刑法第204条）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

2 重大な交通事故事件

重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

上記のほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（自動車運転死傷処罰法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第6条第2項）に該当する事件

第3 連絡体制等

連絡は、原則として、被害が発生した場所を管轄する所属（以下「被害発生所属」という。）が担当するものとし、体制は次のとおりとする。

1 連絡責任者の指定等

(1) 指定等

所属長は、警察署にあっては対象事件の捜査を担当する課長を、本部所属にあっては警部以上の者を連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

連絡責任者は、身体犯の対象事件を認知したとき及び連絡対象者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、自所属の被害者支援係にその旨を連絡するものとする。

(2) 任務

ア 連絡に関する事項の統括

イ 地域部門及び被害者支援部門との連絡及び調整

2 連絡担当者の指定等

(1) 指定等

連絡責任者は、原則として、当該事件の捜査等を担当し、連絡対象者から事情聴取を行う捜査員（触法少年事件に携わる警察職員を含む。以下同じ。）を連絡担当者に指定するものとするとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

連絡担当者は、自所属の被害者支援係員と緊密に連携するほか、本要領に基づいて連絡を確実に行うとともに、被害者支援管理システム（以下「支援システム」という。）に連絡状況を登録し、被害者連絡経過票（様式第1号）を作成するものとする。

(2) 任務

ア 連絡に必要な情報の収集及び被害者等に対する連絡

イ 支援システムによる連絡状況の登録

ウ 連絡責任者に対する連絡状況の報告

3 訪問責任者の指定等

(1) 指定

警察署長は、連絡責任者から訪問活動等の依頼を受けた地域課長を訪問責任者に指定する。

訪問責任者は、訪問活動等の実施の都度、連絡責任者にその旨を連絡するとともに、関係する書面を添付するなど緊密な連携に努めるものとする。

(2) 任務

ア 訪問活動に関する事項の統括

イ 事件担当部門及び被害者支援部門との連携

ウ 支援システムによる被害者訪問状況の管理

4 訪問担当者の指定等

(1) 指定

訪問責任者は、原則として、第5の1において訪問活動を希望した者（以下「訪問対象者」という。）の住居地を受持区とする地域警察官を訪問担当者に指定するものとする。ただし、訪問対象者が同性の警察官による訪問活動を希望した場合は、上記にかかわらず同性の警察官を指定するものとする。

訪問担当者は、第5の2の規定に基づき訪問活動等に当たり、原則として、訪問活動を行った都度、支援システムに登録し、被害者訪問状況票（様式第2号）を作成するものとする。

(2) 任務

ア 連絡対象者に対する訪問活動の実施

イ 支援システムによる訪問状況の登録

ウ 訪問責任者に対する訪問活動実施状況の報告

第4 連絡内容

連絡は、連絡担当者が連絡対象者に対して課係及び氏名を明示するとともに、原則として、面接、架電の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

1 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階においては、「被害者の手引」を配布して、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について説明を行うものとする。

2 捜査状況（検挙した場合を除く。）

(1) 身体犯の場合

ア 被害者死亡事件

発生又は認知（以下「発生等」という。）から、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、原則として少なくとも1年に1度、定期的に連絡を行うものとする。

イ ア以外の身体犯

発生等から、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

(2) 重大な交通事故事件の場合

ア 死亡ひき逃げ事件

発生等から、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、原則として少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ひき逃げ事件

発生等から、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

発生等から、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

3 検挙状況

被疑者を逮捕又は送致（触法少年事件における児童相談所への送致又は通告を含む。）した場合は、速やかに（ただし、検挙状況について広報するときは、広報前に）その旨、被疑者の人定事項（氏名、年齢及び住所をいう。）、事件を担当する検察官（検察官に送致した場合に限る。）、その他必要と認められる事項について連絡を行うものとする。

なお、被疑者が、犯罪少年の場合で、連絡対象者に被疑者の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑者の健全育成を害するおそれがあると認められるとき又は被疑者が触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする（この場合は、連絡後速やかに当該保護者に対してもその旨を連絡するものとする。）。また、再犯の可能性が認められる身体犯の被疑者を逮捕した場合で送致する前に釈放するなどしたときは、連絡対象者に速やかにその旨及び理由について連絡するものとする。

4 処分状況

処分結果（起訴、不起訴等）が判明した場合は速やかに、その他必要と認められる事項とともに連絡を行うものとする。

第5 地域警察官による訪問活動

1 訪問活動に関する連絡等

連絡責任者は、連絡対象者が地域警察官による訪問・連絡活動（以下「訪問活動等」という。）を希望した場合は、当該連絡対象者の住居地を管轄する警察署の署長の承認を得た上で、当該警察署の地域課長に被害者連絡経過票の写しを送付するなどして訪問活動等を依頼するものとする。

2 訪問活動の実施要領

(1) 訪問活動内容

訪問活動は、原則として、訪問担当者が訪問活動等を希望した連絡対象者の住居地を訪問し、課係及び氏名を伝えて面接するものとし、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うほか、警察に対する要望、苦情、相談等を

聴取するものとする。

(2) 訪問活動の開始時期及び実施頻度

原則として、連絡責任者から訪問責任者への依頼から1週間以内に初回の訪問活動等を行い、それ以降は1か月に1回程度行うものとする。ただし、支援システムに登録された連絡内容やその他の情報から初回の訪問活動を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

初回からおおむね2か月間を経過した時点で連絡対象者の意思を確認し、同意が得られた場合には、当該連絡対象者に係る連絡を担当する所属長が訪問活動等の打ち切りを判断するものとする。

(3) 連絡対象者の心情等への配慮

訪問担当者が訪問活動を行う際は、支援システムに登録された連絡内容、留意事項等を踏まえ、連絡対象者の心情等を害することのないよう、言動等に十分留意するものとする。

3 訪問状況の登録等

訪問担当者は、訪問活動を行った都度、支援システムに訪問状況を登録の上、訪問責任者に報告するものとする。

なお、必要に応じて、被害者訪問状況票を出力して使用するものとする。

4 連絡責任者等との連携

訪問責任者は、訪問活動を行った場合及び打ち切った場合は、その都度、連絡責任者及び被害者支援係に報告するものとする。

第6 連絡状況の管理

1 連絡状況の登録等

連絡担当者は、被害者等に連絡したときは、支援システムに被害者連絡状況を登録し、必要に応じて、被害者連絡経過票を出力して使用するものとする。

2 訪問活動等に対する希望確認の報告

連絡担当者は、被害者等又はその保護者（被害者が少年の場合に限る。）に訪問活動等に対する希望を確認し、その結果を支援システムに登録の上、連絡責任者に報告するものとする。

第7 留意事項

1 連絡等に関する配意事項

(1) 被害発生所属と被疑者検挙所属が異なる場合の取扱い

被害発生所属と被疑者を検挙した所属が異なる場合、双方の所属は連携を密にし、確実な連絡の実施に努めるものとする。

(2) 連絡を行うことが適当でないと認められる場合

連絡対象者及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡及び訪問活動を行うことが適当でないと認められる場合には、行わないものとする。

(3) 暴力団犯罪の被害者への連絡

暴力団犯罪の被害者への連絡については、「秋田県警察保護対策実施要綱の一部改正について（例規）」（平成29年12月27日付け秋本組対第1979号ほか）に基づく

保護対策の実施との調整を図るものとする。

(4) プライバシーへの配慮

連絡等の際には、連絡対象者に対して被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案の発生防止に努めるものとする。特に、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事件の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成に対して十分に配慮を行うものとする。

2 連絡対象者からの説明要望に対する組織的対応

(1) 連絡対象者から説明等を求められた場合

ア 連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、連絡担当者が適切に説明を行うものとする。

イ 連絡担当者及び訪問担当者（以下「連絡担当者等」という。）は、連絡対象者から説明要望事項等を聴取した結果、下記に該当する場合は、説明要望事項及びそれに対する対応方針等について所属長の指揮を受け、改めて連絡対象者に説明を行うものとする。

(ア) 複雑な擬律判断に係る説明要望である場合

(イ) 捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合

(ウ) その他必要があると認められる場合

なお、連絡対象者からの説明要望事項の内容等を勘案し、必要があると認められる場合は、連絡責任者が説明を行うとともに、説明は可能な限り面談により行うよう努めるものとする。

ウ 交通事故事件の連絡対象者から被害者連絡における説明内容及び説明方法について要望、意見が申し立てられるなど警察本部の交通事故事件捜査担当課において組織的な対応が必要な事案については、「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について（通達）」（令和2年12月16日付け秋本交指第170号ほか）により設置された被害者連絡調整官との連携を図った上で対応するものとする。

(2) 連絡担当者等不在時の措置

連絡担当者等不在時に、説明事項等を求められた場合は、連絡責任者、訪問責任者その他連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応するとともに、支援システムに登録し、被害者連絡経過票を作成するものとする。

なお、対応できない場合は、説明を求めてきた連絡対象者に対し、「連絡担当者等による対応は困難であり改めてこちらから連絡する」旨を丁寧に説明して理解を得るとともに、連絡担当者等に被害者連絡経過票を作成するなどして確実に引き継ぐものとする。

第8 関係機関・団体への引継ぎ

連絡対象者が説明を求めてくる事項の中には、起訴罪名に関する疑問や、刑事裁判への被害者参加制度、被害者国選弁護制度の具体的運用に関することなどの他機関・

団体の判断により決せられ、警察が責任を持って説明することが難しいものがあると考えられる。当該事項については、連絡対象者に誤った情報を教示したり、誤解を与えることにもなりかねないことから、説明を求められた場合は、丁寧に説明した上で、検察庁等の責任を持って説明することができる適切な機関・団体に引継ぎを行うものとする。

なお、その際には、単に機関・団体の名称及び連絡先を教示するのみにとどまることなく、当該機関・団体に警察から連絡を行うなどして確実な引継ぎがなされるようにするものとする。

様式第 1 号

分類コード	A-3-5-1-06
保存期間	連絡終了後2年（年 月 日まで）

被害者連絡經過票

警察署 (隊)

事 件 名							
発 生 年 月 日							
被 害 受 理 日							
検 挙 年 月 日							
被害 程度	死 亡 年 月 日						
	負傷部位・程度	負傷部位			加療(入院)日数	日 (日)	
被害者	住 所						
	氏 名						
	性 別				生 年 月 日		
	職 業				年 齢		
	連 絡 先						
連 絡 の 要 否							
被害者連絡の宛先	被害者との関係						
	住 所						
	氏 名						
	性 別				生 年 月 日		
	職 業				年 齢		
	連 絡 先						
被害者連絡担当者							
被害者支援員							
被害者の手引		----- 配布年月日： 配布担当者：					
犯罪被害給付制度の 教 示		-----					
訪問・連絡活動の要望							
被害者居住地管轄警察署							
被害者支援係への 連 絡		認知 連絡者： ----- 支給申請の要望 連絡者：					

被害者連絡経過票

次の時期に連絡を行うこと

- 事件を認知したとき
- 被疑者検挙に至っていないとき
(身体犯)
 - ・ 被害者死亡事件の場合、被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月、1年を経過した時点。以後、原則として、少なくとも1年に1度。
 - ・ その他の身体犯の場合、被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点。以後、状況に応じて。
- (重大な交通事故事件)
 - ・ 死亡ひき逃げ事件の場合、事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月、1年を経過した時点。以後、原則として、少なくとも1年に1度。
 - ・ ひき逃げ事件の場合、事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点。以後、状況に応じて。
 - ・ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の場合、事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点。以後、状況に応じて。
- 被疑者を検挙したとき（逮捕時又は在宅送致時）
- 逮捕被疑者の勾留期間が満了したとき

連絡年月日	担当者	連絡先	連絡内容	備考

様式第2号

分類コード	A-3-5-1-05
保存期間	訪問終了後2年(年 月 日)

[illegible]